5　内国法人が適格合併若しくは適格現物分配又は適格分割等により移転を受けた短期売買商品で、当該適格合併若しくは適格現物分配に係る被合併法人若しくは現物分配法人が法第六十一条第三項の規定により同項に規定する評価益若しくは評価損を最後事業年度若しくは当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日の属する事業年度の益金の額若しくは損金の額に算入したもの又は当該適格分割等に係る分割法人等が同条第四項の規定により同項に規定する評価益若しくは評価損に相当する金額を当該適格分割等の日の属する事業年度の益金の額若しくは損金の額に算入したもののその移転を受けた時における帳簿価額は、その短期売買商品につき当該被合併法人若しくは現物分配法人において同条第三項の規定を適用した後の当該最後事業年度終了の時若しくは当該残余財産の確定の時の帳簿価額若しくは当該分割法人等における当該適格分割等の直前の帳簿価額から第三項の規定により損金の額に算入される金額に相当する金額を減算し、又はこれらの帳簿価額に同項の規定により益金の額に算入される金額に相当する金額を加算した金額とする。

第百十八条の八第二項中「又は適格分割型分割（以下この項及び第四項において「適格合併等」という。）」を「若しくは適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。以下この項及び第五項において同じ。）又は適格分割等」に、「適格合併等に」を「適格合併に」に改め、「又は分割法人（第四項において「被合併法人等」という。）」を削り、「第四項において同じ。）又は分割前事業年度（同条第二項に規定する分割前事業年度をいう。第四項において同じ。）」を「第五項において同じ。）若しくは当該適格現物分配に係る現物分配法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度又は当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人（第五項において「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度」に改め、「第六十一条第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同項に規定する評価益又は評価損」を「金額」に、「適格合併等の」を「適格合併の日の属する事業年度若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度又は当該適格分割等の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が法第六十一条第四項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する適格分割等（以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転する短期売買商品の当該適格分割等の直前の帳簿価額は、当該短期売買商品につき同項の規定により同項に規定する評価益又は評価損に相当する金額を計算する場合の法第六十一条第三項の時価評価金額とする。

第百十九条第一項第一号中「第六十一条の四第二項」を「第六十一条の四第三項」に、「第六十一条の五第二項」を「第六十一条の五第三項」に改め、同項第六号中「当該分割型分割に係る分割法人の株主等に」を「法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として」に改め、「当該株主等に対する法第二条第十二号の八に規定する剰余金の配当等として交付された同条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、同項第八号中「第六十一条の二第九項」を「第六十一条の二第八項」に改め、同項第九号イ中「株式交換完全親法人」を「内国法人」に改め、同号ロ中「第九条の二第一項第六号」を「第九条の二第一項第四号」に改め、同項第十一号イ中「株式移転完全親法人」を「内国法人」に改め、同号ロ中「第九条の二第一項第六号」を「第九条の二第一項第四号」に改め、同項第十四号中「第六十一条の二第十四項第一号」を「第六十一条の二第十三項第一号」に改め、同項第十五号及び第十六号中「第六十一条の二第十四項第二号」を「第六十一条の二第十三項第二号」に改め、同項第十七号及び第十八号中「第六十一条の二第十四項第三号」を「第六十一条の二第十三項第三号」に改め、同項第十九号及び第二十号中「第六十一条の二第十四項第四号」を「第六十一条の二第十三項第四号」に改め、同項第二十一号及び第二十二号中「第六十一条の二第十四項第五号」を「第六十一条の二第十三項第五号」に改め、同項第二十四号中「第六十一条の二第十五項」を「第六十一条の二第十六項」に、「この項」を「この号」に、「同条第十六項」を「同項」に改め、同項第二十五号を同項第二十六号とし、同項第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　適格合併に該当しない合併で法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるものにより移転を受けた有価証券で同項に規定する譲渡損益調整資産に該当するもの　その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額からその有価証券に係る同条第七項に規定する譲渡利益額に相当する金額を減算し、又はその通常要する価額にその有価証券に係る同項に規定する譲渡損失額に相当する金額を加算した金額

第百十九条第三項中「内国法人が分割承継法人又は被現物出資法人となる適格分社型分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分社型分割等」という。）を行つた場合における当該適格分社型分割等による分割法人又は現物出資法人からの」を「第百二十三条の四（適格分社型分割における分割承継法人の資産及び負債の取得価額）、第百二十三条の五（適格現物出資における被現物出資法人の資産及び負債の取得価額）又は第百二十三条の六第一項（適格現物分配における被現物分配法人の資産の取得価額）の規定の適用がある」に改め、「及び第六十二条の二第二項（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）」を削り、「これらの規定に規定する株式又は同項に規定する合併親法人株式のその取得並びに」を「同項後段に規定する新株等に該当する有価証券のその取得及び」に、「次条第一項において「被合併法人等の合併法人等株式の取得」を「次条第一項第一号において「被合併法人等の新株等の取得」に改める。

第百十九条の二第一項第一号中「被合併法人等の合併法人等株式の取得」を「被合併法人等の新株等の取得」に、「時の帳簿価額とする」を「時又は当該適格分割型分割の直前の帳簿価額」に改め、同項第二号中「（分割型分割により分割承継法人に移転したものを除く。）」を削り、同条第二項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第百十九条の三第一項中「第五項及び第七項」を「以下この条」に改め、「及び第十一項」を削り、「その有価証券の」の下に「これらの評価換えの直後の移動平均法により算出した」を加え、「、同条第一項第一号の規定にかかわらず」を削り、「方法により算出するもの」を「金額」に改め、同項各号中「平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法」を「計算した金額」に改め、同条第二項中「には、その有価証券の」の下に「当該事実が生じた直後の移動平均法により算出した」を加え、「、前条第一項第一号の規定にかかわらず」を削り、「平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法」を「計算した金額」に改め、同条第三項中「には、その有価証券の」の下に「当該事実が生じた直後の移動平均法により算出した」を加え、「、前条第一項第一号の規定にかかわらず」を削り、「平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法」を「計算した金額」に改め、同条第四項中「には、その有価証券の」の下に「当該非適格株式交換等の直後の移動平均法により算出した」を加え、「、前条第一項第一号の規定にかかわらず」を削り、「法第六十二条の九第一項の」を「同条第一項の」に、「平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するもの」を「計算した金額」に改め、同条第五項中「、その株式の」の下に「当該譲渡等修正事由が生じた時の直後の移動平均法により算出した」を加え、「、前条第一項第一号の規定にかかわらず」を削り、「第九条第一項第六号に」を「同号に」に、「平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するもの」を「計算した金額」に改め、同条第十三項中「第六十一条の二第十六項に規定する承継信託」を「第六十一条の二第十五項に規定する承継信託」に改め、「同じ。）の」の下に「当該信託の分割の直後の移動平均法により算出した」を加え、「、前条第一項第一号の規定にかかわらず」を削り、「旧受益権に係る法第六十一条の二第十六項」を「旧受益権に係る同条第十五項」に、「平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するもの」を「計算した金額」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「同じ。）の」の下に「その取得の直後の移動平均法により算出した」を加え、「、前条第一項第一号の規定にかかわらず」を削り、「平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するもの」を「計算した金額」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項及び第十一項を削り、同条第九項中「内国法人がその」を「内国法人の」に、「）を発行した法人の」を「）を発行した法人を分